

施設の「禁煙宣言」しませんか？

岡山県では、屋内禁煙の表示を進めていくため、禁煙宣言施設を募集しています。

禁煙宣言施設には、禁煙を表示するステッカーを無料でお渡しします！

ステッカーは
右の2種類から
選べます！



禁煙を表示して
わかりやすく！

施設の禁煙の
アピールに！

対象施設 飲食店、小売店、事務所、工場、宿泊施設等（健康増進法の第二種施設）

※第一種施設（学校、児童福祉施設、病院、薬局、行政機関の庁舎等）は対象外

宣言要件 施設の屋内を禁煙とすること（加熱式たばこ、電子たばこを含む）

※詳細は裏面「禁煙施設宣言書」の「屋内禁煙の確認」欄を参照

宣言方法 ①または②のいずれかの方法による

①「禁煙施設宣言書」を下記提出先に直接提出、郵送、またはFAX

② 岡山県電子申請サービスで必要事項を入力

電子申請はこちらから



※ステッカーの交付について

・窓口に提出された場合は、その場でお渡しします。（ただし、岡山市・倉敷市保健所の場合は後日郵送。）

・郵送、FAX、電子申請の場合は後日郵送となります。

施設の所在地	提出先の保健所・支所	
岡山市、玉野市、 瀬戸内市、吉備中央町	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 TEL:086(272)3950 FAX:086(271)0317
備前市、赤磐市、和気町	備前保健所 東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2 TEL:0869(92)5179 FAX:0869(92)0100
倉敷市、総社市、早島町	備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083 TEL:086(434)7025 FAX:086(425)1941
笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町	備中保健所 井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5 TEL:0865(69)1673 FAX:0865(63)5750
高梁市	備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 TEL:0866(21)2835 FAX:0866(22)8098
新見市	備北保健所 新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400 TEL:0867(72)5691 FAX:0867(72)8537
真庭市、新庄村	真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591 TEL:0867(44)2991 FAX:0867(44)2917
津山市、鏡野町、 久米南町、美咲町	美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114 TEL:0868(23)0148 FAX:0868(23)6129
美作市、勝央町、 奈義町、西粟倉村	美作保健所 勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2 TEL:0868(73)4055 FAX:0868(72)3731
岡山市	岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 TEL:086(803)1263 FAX:086(803)1758
倉敷市	倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170 TEL:086(434)9820 FAX:086(434)9805

禁煙施設宣言書

年 月 日

保健所（支所）長 殿

施設管理者氏名：

当施設は、屋内を全面禁煙とすることを宣言します。（電子たばこを含む）

ふりがな		
施設名	(施設の名称又は区分所有における独立した名称を記入すること)	
施設の所在地	〒 —	
屋内禁煙の確認 内容を確認し 確認欄に○を 記入すること	確認	取組状況
		施設の屋内を <u>すべて</u> 終日禁煙とする ※規制対象：紙巻きたばこ等、加熱式たばこ、電子たばこ ※一定期間のみではなく、継続的に禁煙に取り組むこと ※取組の対象に宿泊施設の客室等は含まない
		施設の屋内に灰皿等の喫煙器具・設備を置かない
連絡先	担当者氏名：	電話： — —
	メールアドレス：	
施設の種別 該当するものの 番号を○で 囲むこと	施設の種別	例示
	1 文化・運動施設	図書館、劇場、ホール、公民館、集会場、展示場、美術館、博物館、体育館、屋外競技場など
	2 公共交通機関	駅、バスターミナル、空港、フェリーターミナルなど
	3 娯楽施設等	ボウリング場、映画館、テーマパーク、パチンコ店、カラオケ店、ビリヤード場、銭湯など
	4 飲食店	レストラン、居酒屋、喫茶店など
	5 宿泊施設	ホテル、旅館など
	6 3～5以外の一般企業等	事務所（団体等の事務所も含む）、郵便局、工場、商店、理髪店など
	7 その他	1～6に分類されない施設
希望するステッカー	①禁煙マークあり () 枚 ②禁煙マークなし () 枚	